

次のとおり建設工事について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、各工事に共通する資格および事項を公告する。ただし、この公告の規定によりがたいときは、工事ごとに行う公告において定めるものとする。

平成23年4月1日

函館市長 西 尾 正 範

1 入札参加資格

単体企業または共同企業体の構成員として入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 函館市競争入札参加資格者として、一般競争入札に付する工事ごとに定める工種に登録されていること。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (3) 平成8年度以降に受渡しの完了した、当該工事とおおむね同規模と認められる工事の施工実績があること。
- (4) 配置予定技術者調書の提出日以前3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者および監理技術者を配置できること。
- (5) 当該工事の入札に参加する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) その他当該工事ごとに定める入札参加資格を満たしていること。

(7) 他の当該入札に参加しようとする者（以下「他の参加者」という。）と資本または人事面において関連がある場合は、アまたはイに掲げる場合に該当しないこと。

ア 他の参加者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

イ 当該他の参加者の代表権を有する役員と、入札に参加しようとする者の代表権を有する役員を兼ねている場合

(8) 他の参加者のうちに協同組合、協業組合、企業組合その他これらに類するものがある場合は、その構成員でないこと。

2 入札参加資格の認定申請等

(1) 入札に参加しようとする者は、政令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格として更に定めた資格の認定について、必要な書類を添付した入札参加資格審査申請書により次に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

ア 申請の期間 当該工事ごとに定める。ただし、市長が入札参加資格の認定を入札後に行うと定めた工事については、入札日を配達指定日とする一般書留または簡易書留が配達可能な期間とする。

イ 申請の方法 資格の認定を受けようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書に市長が必要と認める書類を添付し、持参により提出しなければならない。ただし、市長が入札参加資格の認定を入札後に行うと定めた工事については、郵送により提出しなければならない。

ウ 申請書の提出先 函館市東雲町4番13号 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）

(2) 審査結果は、申請期間終了後3日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に申請者に通知する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより市長に求めることができ

る。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(4) 市長は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

3 契約条項を示す場所

当該工事ごとに定める。

4 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係る入札参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

ア 政令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

イ 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

ウ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

エ 当該工事ごとに定める入札参加資格のうち、工事施工成績の評定結果の評定点の平均値についての条件を満たさなくなったとき。

(2) 前号エに該当して同号の規定により入札参加資格を取り消された者は、その取消しについての説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(3) 市長は、前号の求めがあったときは、当該求めがあった日の翌日

から起算して5日以内に書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 当該工事の公告の日から入札日の前日まで

イ 閲覧場所 函館市東雲町4番13号 函館市役所4階財団法人
函館市住宅都市施設公社分室（電話番号 0138-21-3337）

(2) 入札に参加しようとする者は、閲覧期間中、設計図書等の写しの交付を求めることができる。この請求は、閲覧場所において行うものとし、交付は有料とする。

(3) 入札に参加しようとする者は、質問書を提出することにより、設計図書等の内容について説明を受けることができる。

ア 提出期間 当該工事ごとに定める。

イ 提出先 当該工事ごとに定める。

ウ 提出方法 持参による。

(4) 前号の説明は、質問回答書により行い、入札日の前日まで閲覧場所において閲覧に供する。

6 入札の方法

入札は、一般書留または簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として函館市財務部調度課あてに郵送する方法により行わなければならない。

7 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を持参しなければならない。

8 開札の立会い

(1) 開札は、入札の終了後、入札者の立会いのもと行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会わなければならない。

(2) 前号の入札者の立会いについては、その日の一般競争入札に参加する者の中から、あらかじめ3人選出し、当該入札の立会人としてすることができるものとする。

9 入札執行の日時および場所等

(1) 日時 当該工事ごとに定める。

(2) 場所 函館市東雲町4番13号 函館市役所5階入札室

(3) その他

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めることがある。

工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、入札の効力に影響を及ぼすものではない。

10 入札保証金

入札保証金は、免除する。

11 落札者の決定方法

函館市契約条例施行規則（昭和39年函館市規則第4号）第15条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で同規則第16条の規定により設けた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札

(2) 予定価格を超える入札および最低制限価格を下回る入札

(3) 6に規定する入札の方法以外の方法による入札または入札執行の際に函館市財務部調度課に到達しなかった入札

13 その他

詳細は、当該工事ごとに行う公告および入札心得による。